

身体拘束適正化のための指針

医療法人社団 せんだん会

みどり訪問看護ステーション

身体拘束適正化のための指針

みどり訪問看護ステーション

1 基本方針

みどり訪問看護ステーション（以下「事業所」という。）では、サービス提供にあたって、当該利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を禁止する。身体拘束等の適正化のため、本指針を策定し全ての職員は本指針に従い、業務に当たることとする。

2 身体拘束等の適正化に関する考え方

身体拘束は、利用者の生活の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものである。利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしないケアの実施に努める。

（１）身体拘束の禁止

サービス提供にあたっては、当該利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を禁止する。

（２）緊急・やむを得ない場合の三原則

① 切迫性

利用者又は他の利用者の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

② 非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替するケアの方法がないこと。

③ 一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

※ 身体拘束を行う場合には、以上の３つの要件を全て満たすことが必要である。

3 身体拘束廃止に向けての基本方針

（１）身体拘束の原則禁止

当事業所においては、原則として身体拘束及びその他の行動制限を禁止する。

（２）やむを得ず身体拘束を行う場合

利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は身体拘束適正化委員会を中心に十分に検討を行い、身体拘束による心身の損害よりも、拘束をしないリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の３要件のすべてを満たした場合のみ、利用者・家族への説明・同意を得て行う。また身体拘束を行った場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに

緊急やむを得ない理由を記録し、できる限り早期に拘束を解除するよう努力する。

（３）日常的支援における留意事項

身体拘束を行う必要性を生じさせないために、職員全体で、以下の点について、十分に議論して共通認識を持ち、日常的に以下のことに取り組む。

- ① 利用者主体の行動・尊厳ある生活に努める。
- ② 言葉や応対等で、利用者の精神的な自由を妨げないよう努める。
- ③ 利用者の思いをくみ取り、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、多職種協働で個々に応じた丁寧な対応をする。
- ④ 利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるような行動は行わない。万一やむを得ず安全確保を優先する場合、身体拘束適正化委員会において検討する。
- ⑤ 拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者に主体的な生活をしていただけるよう努める。

４ 身体拘束廃止に向けた体制

（１）身体拘束適正化委員会の設置

当事業所では、身体拘束廃止に向けて「身体拘束適正化委員会」を設置します。

[設置目的]

- ・ 身体拘束廃止に向けての現状把握及び改善についての検討
- ・ 身体拘束をせざるを得ない場合の検討及び手続き
- ・ 身体拘束を実施した場合の解除の方法の検討
- ・ 身体拘束廃止に関する取り組みの全職員への指導

（２）委員長の役割

委員長は事業所の管理者が務め、委員会の運営と指導を担う。

（３）開催頻度

委員会は定期的（年２回以上）かつ必要に応じて開催する。

（４）他の委員会と一体的な設置・運営

必要に応じて、他の委員会と一体的に委員会を設置し、効率的に運営する。

（５）他のサービス事業者との連携

他のサービス事業者と協力し、広範な視野での身体拘束廃止策を検討することも可能である。

（６）遠隔会議システムの利用

委員会の実施にあたっては、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。

（７）検討事項

委員会は以下の事項について検討し、そこで得た結果は職員に周知徹底を図る。

- ・ 3要件（切迫性・非代替性・一時性）再確認・虐待の防止のための指針の整備に関する
こと

- ・ 身体拘束を行っている利用者がいる場合

要件の該当状況を個別に具体的に検討し、併せて、利用者の心身への弊害、拘束をしない
場合のリスクを評価し、拘束の解除に向けて検討する。

- ・ 身体拘束を開始する検討が必要な利用者がいる場合

3要件の該当状況、特に代替案を検討する。

- ・ 身体拘束に関する職員間での意識啓発や予防策等、必要事項の確認、見直し

- ・ 今後の予定（職員研修、次回委員会）に関する事項

- ・ その他身体拘束等に関する事項

5 やむを得ず身体拘束等を行う場合の対応に関する基本方針

利用者又は他利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束
等を行わなければならない場合は、以下の手順をふまえて行うこととする。

〔利用前〕

- ① 事前の情報で緊急やむを得ず身体拘束等を必要とする場合は身体拘束適正化委員会に
て協議する。

- ② 身体拘束等の内容、時間等について、「身体拘束・行動制限に関する説明書」に記載し、
利用者及び家族に対し説明を行い、同意を得る。

〔利用時〕

利用中の経過から緊急やむを得ず身体拘束等を必要とする場合は、身体拘束適正化委員会
で協議検討し、議事録に残す。

〔身体拘束等の継続と解除〕

- ① 身体拘束等を行っている間は日々経過観察を行い、「緊急やむを得ない身体拘束に関す
る経過観察・検討記録」を用いて、身体拘束発生時にその態様及び時間、その際の利用者
の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

- ② 身体拘束等適正化委員会において協議し、継続か廃止かの検討を行う。

- ③ 身体拘束等継続の場合は、引き続き日々の経過観察を行い、「身体拘束経過記録」に記録
する。

- ④ 身体拘束等解除の場合は即日、家族に身体拘束等解除について説明し同意を得る。

〔緊急時〕

- ① 緊急やむを得ず身体拘束等を行うときは、職員同士で協議し緊急やむを得ない理由を訪
問看護記録書に記録する。その後の事は身体拘束等適正化委員会において協議する。

- ② 家族への説明を行い、同意を得る。

6 身体拘束等適正化のための職員研修に関する基本方針

サービスに関わる全ての職員に対して、本指針に基づき、利用者の人権を尊重したケアの励行を進めると共に、身体拘束等の適正化に関する基礎的内容や適切な知識を普及、啓発することを目的に研修を行う。

（１）研修プログラムの作成

本指針に基づいた研修プログラムを作成し、職員教育の徹底を図る。

（２）研修頻度

定期的な研修（年１回以上）を実施するとともに、新規採用時には必ず研修を実施する。

（３）研修内容の記録

研修の実施内容、日程、参加者などを記録する。

7 利用者等に対する当該指針の閲覧について

本指針を事業所内に掲示すると共に事業所のホームページに掲載する。

附則

本指針は、令和５年４月１日から施行する。